

## 道路運送法施行規則改正について（アルコール検知器関係）

## 1 改正の内容

自家用有償旅客運送の特定事務所（車両 5 両以上保有する事務所）におけるアルコール検知器の使用の義務化

## 2 施行期日

令和 5 年 12 月 1 日

## 3 新旧対照表

改正前	改正後
附則 （経過措置） 第二条 この省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第五十一条の十七第三項第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「から第三項まで」とあるのは「及び第二項」と、「保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。 2 新規則第五十一条の二十二第三項の規定は、当分の間、適用しない。	附則 （削る）

## 参考

## 第五十一条の十七第三項七号

自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第五十一条の二十二第一項から第三項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。

## 第五十一条の二十二第一項

自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、

疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

#### 第二項

自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

#### 第三項

自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。